

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年3月31日

木曜日

号外(12)

目次

条 例

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 1

条 例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第36号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め、同条第3項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に新設

され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の第4条の2に規定する中小連結法人については、この条例による改正後の第4条の2に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

(税 務 課)